

会津美里町移住・定住ポータルサイト構築業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領の定めるプロポーザルは、会津美里町移住・定住ポータルサイト構築業務を委託するにあたり、業務に対する意欲、資質及び技術能力を考慮し受託候補者として選定するために実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 会津美里町移住・定住ポータルサイト構築業務
- (2) 業務内容 別紙『会津美里町移住・定住ポータルサイト構築業務委託仕様書』（以下、仕様書）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 事業費上限額 5,830,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 支払条件 業務完了検査後、一括払い

3 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 法人及び法人の代表者において、国、県及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。
- (3) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。また、本町の指示に対し柔軟に対応できること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員等が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

4 スケジュール

項目	日程	備考
①公募の開始	令和2年12月9日（水）	町HPに掲載
②質問の受付	令和2年12月9日（水） ～令和2年12月18日（金）	
③質問の回答目安	令和2年12月21日（月）	町HPへ掲載
④参加申込書等の提出期限	令和2年12月18日（金）	直接持参または郵送（必着）
⑤企画提案書等の提出期限	令和2年12月23日（水）	直接持参または郵送（必着）

⑥プレゼンテーション・ 審査	令和2年12月25日(金)	詳細は電子メールにて通知
⑦結果通知	令和2年12月28日(月)	
⑧契約締結	令和3年1月上旬	

5 提出書類等

本プロポーザルへの参加希望者は、次により書類を提出すること。

(1) 参加申込書等 (各1部)

- ① 会津美里町移住・定住ポータルサイト構築業務プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 事業者の概要 (任意様式)
※沿革、代表者の履歴等

(2) 企画提案書等

提案は1者につき1つの提案の提出に限る。

提出書類	留意事項	提出部数
1 企画提出書	指定様式による(様式第2号)。代表者印又は契約代理人印を押印すること。	1部
2 企画提案書	任意様式による(20ページ以内)	7部
3 見積書	指定様式による(様式第3号)。算定基礎が分かるように任意の内訳書を添付すること。また、参考に次年度以降のランニングコストの見積金額も記載すること。	1部
4 業務実績 報告書	指定様式による(様式第4号)。過去5年間において国または地方公共団体から受託した類似の実績がある場合は記載すること。	1部

【企画書案の構成】(任意様式)

I.業務の実施体制

- ア. 業務総括責任者をはじめ、主たる担当者(現場責任者)、従事予定者の、氏名、経歴、担当業務等について記載すること。
- イ. 業務の執行体制を図示するとともに、併せて本町との連携体制について記載すること。

II.企画提案(以下の内容について、簡易・明瞭に記載すること。)

- ア. 本業務に対する基本的な考え方(現状分析と企画コンセプト)
- イ. 本業務に対する提案
- ウ. その他独自提案
- エ. 業務実施計画(スケジュール等)

(3) 提出期限

- 参加申込書等 令和2年12月18日(金)まで(必着)
- 企画提案書等 令和2年12月23日(水)まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送

※電子メール又はファックスによる提出は受理しない。

① 持参の場合

土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接持参すること。

② 郵送の場合

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

(5) 提出先

会津美里町政策財政課 人口減少対策係

(6) 質問書の提出期限

令和2年12月18日(金) まで(必着)

※提出書類等に関して不明な点がある場合は、質問書(様式第5号)により、電子メールにより事務局のメールアドレスへ送付すること。送信後は、確認のための電話連絡すること。

(7) 質問への回答

令和2年12月21日(月)までに、町HPに質問及び回答を掲載する。

なお、質問者の氏名等は掲載しない。

6 審査方法等

別に定める選考委員会において、提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、審査基準に基づき審査を行う。

(1) 書類審査

事務局にて提出書類の内容を確認した上で、審査の対象とする。

なお、書類審査の結果通知は、令和2年12月24日(木)までに通知する。

また、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

① 日 時 令和2年12月25日(金) 午後1時30分～(予定)

② 場 所 会津美里町役場本庁舎「じげんプラザ」206会議室

③ 出席者 3名以内とし、説明は、本業務に直接的に携わる技術者が行うものとする。

④ 内 容 ・企画提案書の内容説明(20分以内)
・企画提案書の内容に関する質疑(10分程度)

⑤ その他 ・企画提出書類の差し替えは認めない。
・提案内容を補足するための資料の提示(スクリーンへの投影含む)は認める。(例：企画提案書の記載内容を分かりやすく説明するために作成されたものなど)
・補足資料は当日、7部を事務局に提出すること。
・プロジェクター、スクリーンは事務局が準備する。パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

⑥ 結果通知 選考結果は、令和2年12月28日(月)までに参加事業者へ電子メールで通知し、町HPで公開するものとする。

7 審査基準

(1) 審査方法

提案内容のヒアリング審査において、審査項目ごとの評価・採点を行い、原則として合計点数が高い者を受託候補者として特定する。

なお、プロポーザル参加者が1名であっても、プレゼンテーションによる選考を実施する。その場合は、最低基準点数を超えた場合に受託候補者とする。

(2) 審査項目、審査基準、配点

審査項目	審査基準		配点
提案者の概要と実績	①	本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	5
	②	業務に対する理解度が高く、着眼点、分析力、提案力が優れているか	10
	③	類似業務の実績があり、その分析結果が本業務にいかされているか	5
	④	提案内容、スケジュール、運営体制等から確実な実施が可能か	5
企画提案内容	⑤	本業務の背景や課題を認識・整理したうえで、サイトやコンテンツ制作にむけたコンセプトが示されているか	10
	⑥	仕様書に記載された各基本方針に基づき、具体的かつ現実的な提案があるか	10
	⑦	ポータルサイトのデザイン及び機能は優れているか	10
	⑧	運用者が更新を容易に行えるなど、持続可能なサイト運用・コンテンツ制作が想定されているか	10
	⑨	提案内容に将来的な展望が踏まえられているか	10
事業費積算	⑩	次年度以降の維持管理費を含め、合理的で費用対効果の高い事業費となっているか	5
プレゼンテーションの内容	⑪	業務に対する意欲が感じられるか	5
	⑫	わかりやすい説明がなされているか	5
	⑬	委員の質問に的確に対応することができているか	5
	⑭	業務を遂行する適切なコミュニケーション能力を有しているか	5
合 計			100

※【最低基準点数=100点×60%=60点】

8 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と会津美里町の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた団体と協議を行

い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該業務の実施に係る契約を締結することとする。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 事業費上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は町関係者に当該プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) 他の提案者の協力者(協力会社)であった場合
- (7) ヒアリング時に本要領に定める説明者以外の第三者を同席させた場合
- (8) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他必要な事項

- (1) 参加申込書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第6号)により、参加辞退の提出期限(令和2年12月24日(木)午前9時必着)まで、事務局に提出すること。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された企画提案書は、業務目的以外で使用しないものとする。
- (3) 町が定める最低基準点数に満たない場合には失格とする。
- (4) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

11 事務局

会津美里町 政策財政課 人口減少対策係

住所 〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

電話 0242-55-1171

FAX 0242-55-1139

Eメール seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp